



施策2 循環型社会*の形成

2-1 廃棄物の排出抑制・減量化の推進

2-1-1 4Rの推進

2-1-2 食品ロス削減の推進

2-1-3 プラスチックごみ削減の推進

2-1-4 ごみ減量化に対する意識啓発の推進

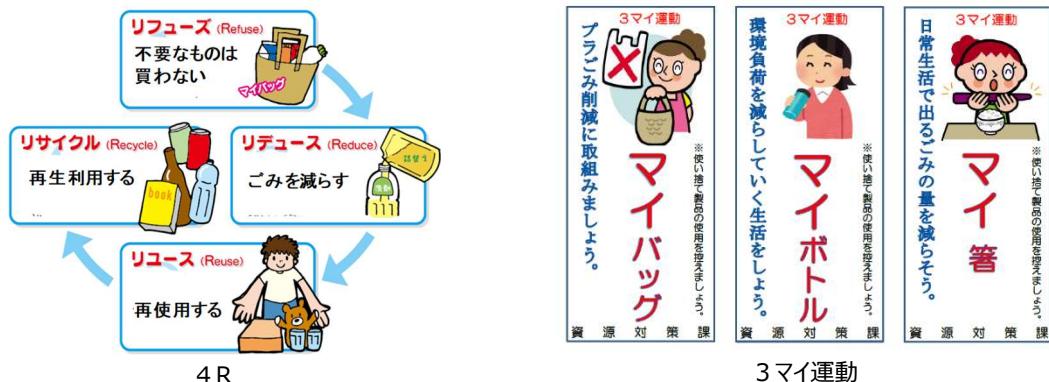
現状と課題

本市では、廃棄物の排出抑制と資源化を推進するため、「延岡市一般廃棄物処理基本計画*」に基づき、特にごみ減量効果の高い、リデュース（Reduce、排出抑制）、リユース（Reuse、再使用）の2Rを中心に、リフューズ（Refuse、発生抑制）、リサイクル（Recycle、再生利用）を加えた4Rの取組を進めています。

2024年度の一般廃棄物排出量は41,314tとなっています。一人一日当たりの一般廃棄物排出量は、2019年度の1,060gに対して、2024年度が990gとなっており、減少傾向にあります。

また、排出された廃棄物に占める資源化量を示す資源化率は、2019年度の12.3%に対して、2024年度は12.5%となっており、横ばい傾向にあります。

4Rの更なる推進を通じて、更なる廃棄物の減量化、資源化を図る必要があります。また、マイバッグやマイボトル等の利用を促進するなど、過剰包装やレジ袋等の削減は、近年問題となっている海洋プラスチック汚染の防止の対策にもつながります。そのほか、食べられるのに捨てられる食品、いわゆる食品ロス対策の取組強化が求められています。



取組の方針

2-1-1 4 Rの推進

ごみ処理有料制度の継続実施

クリーンセンター

- ・ごみ減量化と資源の有効活用を図るため、ごみ処理有料制度を継続します。

発生抑制、再使用推進のための連携強化

クリーンセンター

- ・ごみの減量化や再資源化を推進するため、「延岡市ごみ減量化対策懇話会*」をはじめとした、各種団体組織との連携強化を図ります。
- ・4 Rの取組について周辺の関係自治体と連携して推進を図ります。

資源物集団回収への助成

資源対策課

- ・効率的な資源物回収を図るため、市内の子ども会や高齢者クラブ等の団体が実施する資源物の集団回収に対して引き続き支援を行います。

資源回収品目の拡大に関する調査研究

資源対策課

- ・リサイクルの推進を図るため、資源として利用可能な廃棄物について調査研究を行います。

オフィス町内会事業の推進

資源対策課

- ・企業や官公庁等の事業所から排出される使用済み OA 古紙の再生利用を図るため、再生紙工場と協力してトイレットペーパーとして再利用する取組を継続します。

グリーン購入*の推進

生活環境課

契約管理課

- ・再生品等の供給面の取組に加えて需要面からの取組が重要であることから、市は率先して環境負荷の低減に資する物品・役務（環境物品等）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図ります。

清掃工場から発生した資源の有効利用

清掃工場

- ・ごみの焼却により発生した焼却灰の一部をセメントの原材料として活用します。
- ・ごみ処理工程で発生した金属類や熱エネルギーの回収を行い、再利用します。

下水道汚泥の資源化

下水道課

- ・下水処理場において発生した脱水汚泥*の再利用を行います。

2-1-2 食品ロス削減の推進

食品ロス削減の推進

資源対策課

- ・出前講座等で、宮崎県4 R 推進協議会が提唱する3切り運動*や3010運動の啓発を推進するとともに、「みやざき食べきり宣言プロジェクト」に引き続き協力します。

家庭用生ごみ処理機等に対する助成

資源対策課

- ・家庭から出る生ごみの減量化、資源化を図るため、家庭用生ごみ処理機等の購入者に対する助成を引き続き実施します。

事業系生ごみの資源化の推進

農業畜産課

資源対策課

- ・市内小中学校から排出される給食残渣や魚腸骨等の生ごみについては（株）延岡地区有機肥料センター、その他の事業系生ごみは食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）に基づく民間機関の活用等により資源化を推進します。

2-1-3 プラスチックごみ削減の推進

プラスチックごみ削減の推進

資源対策課

- ・「3マイ運動」や「プラスチック製容器包装の分別徹底」等の普及啓発などに積極的に取り組むとともに、新たな方策等についての調査・研究及び検討を進めるなど取組の強化に努め、プラスチックごみ排出抑制・資源化の推進を図ります。
- ・新たにプラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品廃棄物、いわゆる「製品プラスチック」の分別収集とリサイクル（再商品化）について、検討を進めます。

2-1-4 ごみ減量化に対する意識啓発の推進

多量排出事業者への啓発促進

クリーンセンター

- ・多量排出事業者については、個別にごみの排出抑制やごみ減量化、資源化についての啓発を図ります。

事業系一般廃棄物*の減量化と適正処理の推進

クリーンセンター

- ・事業系廃棄物の「適正処理ガイドブック」の活用推進、展開検査による不適正物持ち込み時の指導などにより、事業系一般廃棄物の適正処理を推進します。

ごみ処理施設を利用した環境教育の推進

クリーンセンター

- ・こども向けリサイクル体験活動*や各種団体を対象とした施設見学会を実施し、清掃工場やリサイクルプラザゲン丸館などを活用した環境学習を推進します。

ごみ処理に関する情報提供

クリーンセンター

- ・地元ケーブルテレビの市政だよりコーナーや市の広報誌、ホームページなどあらゆる機会を活用してごみ処理に関する情報提供を推進します。

市民、事業者等への啓発促進

資源対策課

- ・出前講座や各自治会等での説明会、各種イベントを通じて、ごみ減量化の啓発を図るとともに、家庭でできる「ごみ減量十ヶ条」の普及啓発を図ります。
- ・ごみ減量に関して特に顕著な功績のあった市民や団体、事業者に対して、表彰を行い、広くその活動を紹介することで市民や事業者、各種団体へのごみ減量化意識の向上を図ります。
- ・小中学生によるごみ減量化に関するポスターコンクールなどにより、ごみ減量化に対する意識向上を図ります。

✓ 市民・事業者の取組

市民 事業者

- | | | |
|---|---|---|
| <input type="checkbox"/> もったいないを意識して食品ロスをなくすように努めましょう。 | ● | ● |
| <input type="checkbox"/> 発生するごみの減量化やリサイクルに努めましょう。 | ● | ● |
| <input type="checkbox"/> 商品を購入する際は、環境に配慮した製品の購入に努めましょう。 | ● | ● |
| <input type="checkbox"/> ごみ問題に対する正しい知識を持つため、積極的に環境学習に参加しましょう。 | ● | ● |



食べきり宣言ポスター
(資料: 宮崎県)



3010運動

2-2 廃棄物の適正処理の推進

2-2-1 不法投棄対策等の推進

2-2-2 ごみステーションの適正管理

2-2-3 廃棄物処理施設の適正な維持管理と整備の推進

現状と課題

廃棄物の適正処理は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から不可欠な取組となっています。不法投棄対策として、パトロールや監視カメラの設置による監視体制の強化、土地管理者による対策実施の呼びかけ、不法投棄が著しい場所への看板の設置を実施していますが、不法投棄の根絶には至っていません。また、廃棄物の野外焼却に対する相談も多く寄せられている現状にあります。

廃棄物を適正に処理するためには、排出事業者は自らの廃棄物処理責任について、市民は廃棄物の分別、収集、処分について正しく理解することが大切であり、市は廃棄物の適正処理や不適正処理防止に関する各種情報の周知徹底を行う必要があります。

本市では、廃棄物を適正に処理するため、収集・運搬した一般廃棄物を清掃工場等で中間処理^{*}し、中間処理後の残渣等は最終処分場で埋め立て処理を行っています。一般廃棄物を継続的に適正処理するため、一般廃棄物処理施設の計画的な設備保全や強靭化・延命化などの施設改修、更新、建替を行い、安全で安定的な運転管理に努めるとともに、資源物の回収及び熱エネルギー活用を推進し、環境に配慮した安全で適正な処理体制の整備に努めています。

また、南海トラフ地震や豪雨災害などの大規模災害の発生が懸念される中、災害廃棄物の円滑な処理がなされるよう、「延岡市災害廃棄物処理計画^{*}」(2016年3月策定)に基づき、災害廃棄物処理体制の整備を図っています。



不適正処理事例（野外焼却）



不適正処理事例（不法投棄）



ゴミゼロの日（5月30日）パレード

取組の方針

2-2-1 不法投棄対策等の推進

| | |
|--|---|
| 不法投棄防止対策の推進 | 資源対策課 |
| ・監視カメラや啓発看板の設置など不法投棄防止のための対策を推進します。 | |
| ・延岡地区不法投棄対策協議会*と連携し、不法投棄の現状や撤去活動などの情報提供を通じて、不法投棄防止に関する普及啓発を推進します。 | |
| 環境に関する出前講座の推進 | → 5-1-1 環境学習に関する機会づくりの推進 生活環境課 資源対策課 |
| ・学校が実施する環境学習への協力や出前講座の実施により、不法投棄が環境に与える影響や正しいごみ分別の重要性など、不法投棄防止への関心を高めます。 | |
| 野外焼却対策の推進 | → 4-1-3 その他の大気汚染対策 生活環境課 各総合支所市民サービス課 |
| ・野外焼却における環境への負荷を低減するため、ルールやマナーについてホームページ等により普及啓発を行い、意識の徹底を図ります。 | |

2-2-2 ごみステーションの適正管理

| | |
|--|-------|
| ごみステーションの適正管理と違反ごみ対策の推進 | 資源対策課 |
| ・ごみ収集の拠点となるごみステーションの管理を行う各自治会等に対し助成を行い、ごみステーションの維持管理及び整備促進を図ります。 | |
| ・各自治会等のクリーンステーション指導員に対して、ごみの分別と排出方法に関する講習会等を実施し、クリーンステーション指導員の育成を図ります。 | |
| ・早朝立ち番指導やごみステーション監視カメラの設置等の対策を実施し、ごみ出しルールを守らない排出を減らすよう努めます。 | |

2-2-3 廃棄物処理施設の適正な維持管理と整備の推進

| | |
|--|--------------------|
| 廃棄物処理施設の適正な維持管理 | 清掃工場 廃棄物処理施設整備室 |
| ・清掃工場等の清掃施設について、適正な維持管理に努めます。また、清掃施設の強勒化・延命化のための更新や複合施設の建替を行います。 | |

| ✓ 市民・事業者の取組 | 市民 | 事業者 |
|---|----|-----|
| <input type="checkbox"/> ごみのポイ捨てや違反ごみを出さないようにしましょう。 | ● | |
| <input type="checkbox"/> ごみは分別に従って、決められた曜日、時間、場所に出すようにしましょう。 | ● | |
| <input type="checkbox"/> ごみや資源物は、「延岡市ごみだしルールブック」に沿って決められた方法で処分を行い、不法投棄や野外焼却はやめましょう。 | ● | ● |
| <input type="checkbox"/> 事業系一般廃棄物*や産業廃棄物は、法律に基づき適正に処分しましょう。 | ● | |